

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施について

### 1 事業内容

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を受け、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

### 2 対象世帯

計 13,200世帯（見込）

#### (1) 住民税非課税世帯 12,000世帯（見込）

基準日（令和3年12月10日）において世帯全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

※基準日時点で住民基本台帳に記録されている市町村が給付します。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。（世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象となりません。）

#### (2) 家計急変世帯 1,200世帯（見込）

(1)のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。令和3年1月から令和4年9月までの家計急変を対象とします。

家族構成によって、非課税相当限度額（収入額ベース、所得額ベース）が異なります。

収入が非課税世帯並みに減額したことを、令和3年分所得の確定申告書や源泉徴収票、離職証明書等により確認し判定します。

その他、令和3年1月以降の任意の1ヶ月の収入を12倍して年収を算定する方法もあります。

※申請時点の住所地市町村が給付します。

### 3 給付額

1世帯当たり10万円

### 4 給付時期

令和4年1月下旬から給付開始

※家計急変世帯分の申請期限が令和4年9月30日であるため、最終給付は10月中旬を予定

### 5 給付方法

世帯主への口座振込

#### (1) 住民税非課税世帯

市が非課税世帯を抽出し、特別定額給付金の支給口座情報等の口座情報を活用して申請を待たずに口座へ振込みます。（この方法を、「プッシュ型」といいます。）ただし、非課税世帯であること、印字した口座への振込でよいことを確認するための、「要件確認書」を提出する必要があります。

※昨年実施した特別定額給付金の支給口座情報の活用が可能とされています。

#### (2) 家計急変世帯

広報周知のほか、生活困窮者相談窓口で個別に周知するなどして、対象者から申請書を受け、口座へ振込みます。（この方法を「申請型」といいます。）

## 6 予算（繰越明許）

### 【歳入】

事業費補助金 13,200世帯 × 100千円 = 1,320,000千円

事務費補助金 26,879千円

※事業費、事務費共に100%国庫補助

### 【歳出】

|              |                  |   |                    |
|--------------|------------------|---|--------------------|
| 一般職手当（時間外分）  | 9,000千円          | } | <u>26,879千円</u>    |
| 需用費（消耗品費）    | 700千円            |   |                    |
| 需用費（印刷製本費）   | 800千円            |   |                    |
| 役務費（通信運搬費等）  | 6,379千円          |   |                    |
| 委託料（システム改修等） | 10,000千円         |   |                    |
| 交付金（給付金）     | 13,200世帯 × 100千円 | = | <u>1,320,000千円</u> |

## 7 周知

- (1) 広報誌掲載 1月お知らせ版（1月27日発行）
- (2) 市公式ホームページ
- (3) 新聞掲載
- (4) 奥州市社会福祉協議会 くらし・安心応援室相談窓口、生活福祉資金相談窓口

## 8 今後のスケジュール

- 1月14日 案内通知発送・受付開始
- 1月27日 広報1月お知らせ版掲載
- 1月下旬 給付開始（第1回振込）
- 4月中旬 住民税非課税世帯の確認書返送期限（※発送日から3ヶ月）
- 9月30日 家計急変世帯の申請期限
- 12月 事業完了